

5/25
 大阪府歯科保険医協会 敬
 大 発 行 人 志 岐 敬
 大 阪 市 浪 速 区 幸 町 1-2-33
 電 話 (06) 6568-7731 (代 表)
 http://osk-net.org/
 2017年第1267号 ● 定 価 ・ 年 間 10,000円 月 1,000円
 (毎月5、15、25日発行) ● 1977年5月23日第三種郵便物認可

福祉医療費助成（障がい者、高齢者）の負担増

	現行制度	改悪案
受診	1回500円	1回500円
調剤薬局	なし	1回500円
1カ月の上限	2500円	3000円
1医療機関での1カ月の上限	2回分(1000円)	3000円で調整？(附帯決議)

※ひとり親、乳幼児は現行のまま。

府福祉医療費

利用者外しと負担増に抗議

福祉医療の拡充を求める 大阪実行委員会 制度の抜本的拡充こそ

老人医療の廃止や障がい者の負担増などを盛り込んだ大阪府福祉医療費助成制度の「見直し」案を府が固めたことを受け、協会や障がい者団体、高齢者団体などをつくる「福祉医療の拡充を求める大阪実行委員会」は23日に府庁内で会見し、負担引き上げに反対し、制度の抜本的拡充を求める声明を発表した。

府の福祉医療制度は、一象に入通院費の一部を障がい者やひとり親、就成。「見直し」案は対象者外しと負担増が主な内容。

容。

対象者外しでは老人医療を廃止し、重度障がい者医療に再編するに伴い、65歳以上の▽結核患者▽「軽度」難病者▽1級以上の精神疾患患者▽成から外す。

負担増では、1カ月の上限を現行の2500円から3000円に、調剤薬局での負担を現行ゼロから1回500円にそれぞれ引き上げる。1医療機関での1カ月の上限(2回分1千円)も撤廃する。

なお、ひとり親家庭と乳幼児の自己負担は現行制度に据え置く。府は2018年4月実施を予定している。

附帯決議と経過措置

また、議会では「見直し」案に対し、附帯決議で①医療機関上限3千円で止める調整に努力する、②自動償還の措置を講じる、③上記2点に全力で取り組むことを盛り込んだ。

運動が押し返す

当初の改悪案では、子ども、ひとり親、老人、障がい者の府福祉医療全制度を対象に▽1カ月当りの負担上限を4500円▽医療機関ごとの上限を撤廃▽調剤薬局でも1回500円を徴収▽17年11月からの実施→となっていた。協会も参加する「福祉医療の拡充を求める大阪実行委員会」が、昨秋から署名6万8千筆を短期間で集め、自治体から意見書をあげさせるなど、府民の反対の声が改悪を押し返した。発表した声明は、「見直し」計画が、障がい・難病をもった人がくらしのちをなくすために必要な医療を受ける権利を「受益」と捉えて、負担を引き上げること批判。「憲法25条の精神に基づき制度を構築することとは行政としての務めである」と指摘し、利用者負担の強化や制度対象者を絞り込む今回の「見直し」に抗議し、抜本的拡充を求めている。

宇佐美宏保団連歯科代表に聞く

財源における歯科と歯科の違いは、低い診療報酬をいって補充する点にある。

厚労省による低診療報酬、低医療費政策は医療に関しても同じであった。歯科においても決して一つひとつの医療行為が適正な点数に設定されているわけではない。医療



科と歯科の違いは、低い診療報酬をいって補充する点にある。歯科は、「薬価差益」で補充する。厚労省は、薬価の原価に上乗せした薬価を保険収載し、この「差益」を潜在的な技術料として保険診療の枠内に財源として設けた。その一方で、歯科は自費診療容認で補充しようとした。つまり、保険内に財源を設けるのではなく、患者の負担で賄わせるものだった。

「自費診療容認で歯科界はどこへ向かったか。70年代には高額な医療費を請求する歯科医師の存在が社会問題となった。当時、歯科では自費診療費から保険給付内の類似医療行為点数を引いた

気軽に学ぶ「憲法カフェ」

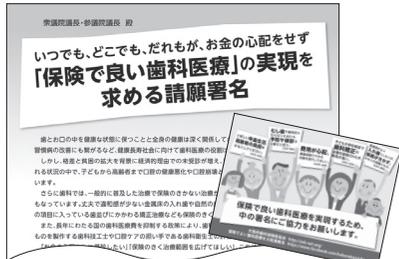
若手弁護士が憲法の意義語る `25条あつての皆保険制度、



「いつでも頭と胸に憲法を」と訴える國本氏=13日、M&Dホール

協会は13日、気軽な雰囲気でも憲法を学ぶ「憲法カフェ」をM&Dホールで開催。國本依伸弁護士(明日の自由を守る若手弁護士会)を講師に、31人が参加した。國本氏は、皆保険制度がないアメリカの医療と憲法の意義について解説。①アメリカでは、民間保険によって医療費を賄うため、貧困や既往症により保険を購入できず、疾病が重症化し、死亡する例が絶えないこと②オバマケアによっ

請願署名にご協力を



協会では、「保険で良い歯科医療を求める請願署名」(4月25日号同封)に取り組んでいる。患者さんに手渡しできるポケットティッシュ付署名のご要望は協会(06-6568-7731)まで。

て、全国民が民間保険に入れるよう目指したが、トランプ政権によって白紙に戻されようとしていること一を紹介。國本氏は、このように国民が医療を受けられず、選挙結果ひとつで制度が大きく変わってしまうのは憲法が権利を保障していないからだ」と説明。日本の皆保険制度は、憲法25条の上記に成り立つことを強調した。また、國本氏は自民党の改悪草案が実質的な憲法廃止を狙うものだと批判。憲法は本来権力を縛るものであるにも関わらず、巧みに表現を置き換え、巧みに表現を置き換えるものに変えようとしていると指摘した。

憲法は、国民の個性と人間性の保障が根底にある。生存権や平和主義などに派生している。改悪ではなく、憲法を活かした政治を取り戻すことが重要だと締めくくった。

「51年通知」

歯科領域の差額徴収の廃止に伴い、保険給付外の材料等による歯冠修復及び欠損補綴は保険給付外の治療となるが、この取り扱いについては、当該治療を患者が希望した場合に限り、歯冠修復にあっては、歯冠形成(支台築造を含む)以降、欠損補綴にあっては、補綴時診断以降を保険給付外の取り扱いとするものである。

なお、保険医療機関は、当該治療を行った場合は、社会保険に係る歯科診療録の「備考」欄に自費診療へ移行等がその旨判るように記載を行う。

(昭和51・7・29保文発352)
 (昭和51・11・26保険発115)

差額徴収の社会問題化

補綴では、補綴時診断以降を保険給付外とした。一部の歯科医師による制度の濫用が社会的な批判を呼び、住民運動に発展した。

政府は世論を受け差額徴収を廃止する。その一方で、「保険給付外の材料使用による自費診療の取り扱い」(51年通知・1976年・資料)で、保険給付外の材料による歯冠修復や欠損補綴、歯冠修復では歯冠形成(支台築造を含む)以降、欠損補綴は、今も大きな問題になっている。

歯界

日本は高齢化社会だが、高齢者が受け入れられた社会とはいえない。歯ブラシを例にしてみよう。歯ブラシのメーカーは似たような新製品を次々に発売する。しかし、商品棚に並んでいる歯ブラシは、どれも20年以上歯の揃っている人が使いやすいようにできて

今日の数字

987人

平成28年度歯科技工士国家試験合格者数。平成14年度以降、1千人を割ったのは初。

高齢社会と言われながら、高齢化社会から高齢社会へ推移する間に、高齢者の生理から心理まで多くの知見が蓄積されてきた。脳の役割と老化劣化の仕組みも詳細に分かってきたが、「年のせい」にされるのを納得できない患者家族は多い。